

高崎市地域農地維持管理支援事業補助金

1 補助金の概要

高崎市では、地域の農地の維持や荒廃農地の発生を防ぐため、草刈りなどの維持管理作業に必要な機械の購入経費を補助します。

補助率	対象経費の 4/5
補助上限額	最大 100万円

※ただし、受け取る交付金(多面的機能支払交付金または中山間地域等直接支払交付金)の年額が上限となります。
※1,000円未満の端数は切り捨て。

3 補助金の使いみち

活動地域内での除草などの維持管理作業に使用する、以下の機械の購入費(本体価格・税抜)が対象です。



機械の種類	特徴・詳細
トラクターの簡易用アタッチメント	トラクターに取り付けて効率的に除草を行うもの
ラジコン除草機	法面(斜面)での作業に対応したもの
自走式除草機	手押し・乗用等の自走して草を刈る機械

※消費税および地方消費税相当額は対象外となります。
※市長が認めた機械に限ります。

! ご利用にあたっての注意事項



関係書類は、7年間の管理・保管が必要です
導入した機械は「財産管理台帳」に記録し、耐用年数(7年間)は適切に管理・保管してください。



目的外の使用や売却・廃棄の制限
7年未満で事業をやめたり、無断で譲渡・処分した場合は、経費を除いたとして補助金の返還が必要となりますのでご注意ください。

2 補助金の対象

以下のすべてに該当する組織・団体が対象です。



- ✓ 多面的機能支払交付金事業 または 中山間地域等直接支払交付金事業を行っている
- ✓ 上記事業について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、高崎市から認定を受けている
- ✓ 今年度に本補助金の交付を受けていない(同一年度につき1回限り)

4 申請の流れ

STEP
1



見積書の取得・提出書類の準備

原則3者から見積書を取得してください。
交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)などを作成します。

STEP
2



交付申請

機械を購入する前に、市へ申請書類を提出します。

STEP
3



交付決定通知書の受領

市で書類審査を行い、適当と認められたら「補助金交付決定通知書」をお送りします。

※通知を受ける前に購入した場合は対象外となりますのでご注意ください。

STEP
4



補助金の受領(概算払)

請求書を提出後、補助金が指定口座に振り込まれます。

STEP
5



機械の購入・完了報告

機械を購入し、支払いを完了させます。
事業完了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、完了報告書・領収書等を提出します。

5 お問い合わせ

高崎市農政課(本庁舎14階)

申請の手続きや対象となる機械についてのご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

電話番号: **027-321-1317**

メール: nousei@city.takasaki.gunma.jp